

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		生活関連施設の適合証の交付
根拠条例・規則等名		さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例
条 項		第 1 6 条第 1 項、第 2 項
所 管 部 課		建設局 北部建設事務所 建築指導課(電話：048-646-3235) 建設局 南部建設事務所 建築指導課(電話：048-840-6236)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>条例第 16 条第 1 項、第 2 項</p> <p>規則第 4 条各項</p> <p>生活関連施設の所有者等から適合証交付請求書の提出があること。 当該生活関連施設が整備基準に適合していると認められること。 (建築物及び小規模建築物に限る。)</p>
	設定等年月日	平成 16 年 3 月 26 日設定 平成 16 年 3 月 26 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	1 5 日間
	設定等年月日	平成 16 年 4 月 1 日設定 平成 20 年 4 月 1 日最終改正
備 考		